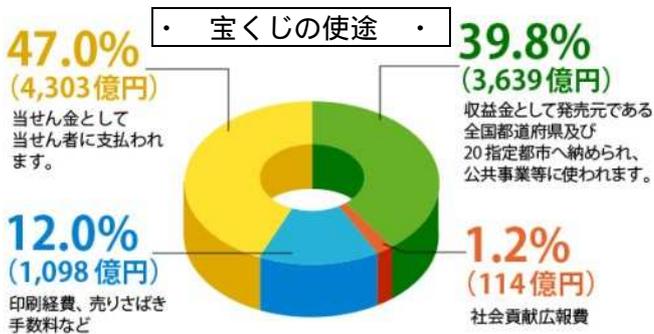


ニュースから考える



販売実績額 9,154億円 (平成27年度)

11月24日より年末ジャンボ宝くじが発売されました。今回の当選金は前後賞合わせて「10億円」です。我が家では結婚記念日という事もあって数十年ぶり

に購入、連番10枚を妻にプレゼントしました。これで当たるかもしれない権利をゲットです。

宝くじは40%相当が社会貢献に使われ、抽選日まで「10億円当たったら何に使おうか～」とか「当たってもあげないよ～」とか会話が弾み寄附と思えばお安いものです。

皆さんも毎日多少のストレスを感じながらお過ごしのことと思います。せめて家庭や職場では笑いのある環境を作りたいですね！

1分でわかる業務カイゼン

「10億円」の町で事件が・・・

5000人以下の小さな町に10億円(2015年15.3億)を超える「ふるさと納税」が集まる事で有名な上士幌町で事件が発覚しました。



町教委の30代男性職員が町の補助金で運営されている社会教育3団体の銀行口座のお金を不正に引出し着服したというものです。預金口座の内容は分かりませんが「社会教育」団体との事ですから「ふるさと納税」の一部が使われているのでは・・・との疑念が生じます。

「ふるさと納税」の用途

当事務所のお客様には「ふるさと納税の際には使い道を教育に指定しないで」とお話しています。

それは、ある町でふるさと納税による用途が「教育」と指定されたために生徒一人一台にタブレットを購入、大型の液晶テレビを教室に配置したがそれでも「教育」には使いきれないとの番組を見たからです。



多くの方は寄附する際に、地域の子供たちのために使って欲しいと思います。しかし、その地域にとって何が最善かは分からない事が多いのではないのでしょうか。そう考えると、今回の事件は「ふるさと納税」制度の問題点のひとつが浮き彫りになったのかも知れません。

「想定外のお金は人を惑わす」

上士幌町の公表によると人口に占める子供の割合は15.3%なので計算上750名になります。上士幌町には、毎月1億円を超えるお金が「ふるさと納税」で集まります。この巨額なお金の用途を「教育」

に限定した場合、お金の絡む事件が起こっても不思議ではありません。

上士幌町に限らず、企業にとっても想定外のお金の増加には注意が必要です。たとえば、突然ヒット商品が現れ会社の売上が増加し想像を超えた預金の残高になった場合、無駄遣いの衝撃に駆られ事もあるでしょう。

「税金を払う方が・・・」

世の中には「税金を払うぐらいなら・・・」とお考えの経営者もおられるでしょうが、「無駄遣いするぐらいなら税金の方が・・・」との発想を持ってください。なぜなら、無駄遣いではお金が目の前から消えま

すが、税金を払った残りは手元に残ります。その積みかさねで大きな差が出ます。

いずれにしても、お金に囚われてはいけません。ヒット商品に当たった時には「貯金を殖やすチャンス」と考え、その後にはピンチが控えていると思って下さい。

経営者にとって「お金がない」事ほど辛い事はありません。そうならないためにも、今あるお金を大切に使いましょう。しっかり儲けて、しっかり納税し、そして・・・しっかりお金を貯めてください。



事務所からのお知らせ

会社の健康診断として経営分析を行っていますので担当者にお尋ね下さい。また、お知り合いの経営者でお悩みの方がおられましたらお気軽にご相談ください。

今月の経営数値

：借入金の残高（あと何年で返済終了？）



今月のことば

貧者は昨日のために今日働き、
富者は明日のために今日働く。

二宮 尊徳

編集後記:

新聞広告で「お金がたまる財布」を売っていました。興味本位で内容を読むと白蛇の柄の財布は古来からお金を引き寄せられる力があるそうです。なるほど・・・この財布を売っている会社にお金が集まるんだろうと納得しました。

常識という尺度では、簡単にお金が儲かる話はありませんので「儲け話」には注意が必要です。一方、偶然(?)チャンスが来る場合もあります。「儲け話」と「チャンス」の違いの見極めが出来る人が事業を成功させるのでしよう・・・。(寿)

当事務所のお客様の最近の黒字決算割合（TKCが証明するデータを使用しています）

最近1年間：93.3%

（国税局の発表によると法人の黒字割合は33.6%（26年4月～27年3月）です）